

岡山県立岡山東支援学校 いじめ防止基本方針

平成27年3月 策定 平成31年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめ認知件数は、いじめアンケートによると、年間十数件となっており、日常では児童生徒間のトラブル等が休憩時間や下校時に確認されている。
- ・携帯電話の所持は知的障害部門高等部の生徒の約4割が所持している。多くは通学時の緊急連絡用として用いているが、SNSを媒介として本校生徒や卒業生、他校の友人と連絡を取っていて、トラブルも発生している。また、障害特性やコミュニケーションの不足に伴うトラブルも見られる。
- ・いじめに関する教職員の意識を高め、些細な児童生徒同士のトラブルも即対応を心がけていくとともに、外部講師などの活用も含めた生徒への指導や教職員、保護者への啓発活動を行っている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校教育全体を通して思いやりや生命、人権を大切に育てる。また、奉仕活動などの体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものにする。
- ・学校として組織的な取り組みを推進するため、いじめ防止対策委員会には管理職や生徒指導担当以外にも該当の教職員が参画し、校内研修や保護者を対象とした研修などを実施する。
- ・いじめの未然防止、早期発見のため、いじめに関するアンケートを実施したり、教育相談を実施したりするとともに、日頃から児童生徒の状況把握に努め、得られた情報を教員間で共有を図り、組織的に対応する。

<重点となる取り組み>

- ・休み時間や放課後など児童生徒と積極的に関わり、言動や服装など日常的な観察を行う。また、連絡帳など保護者とのやり取りの中から家庭での様子を知る。
- ・いじめ問題に対する学校の考え方や取り組み方、相談機関などの情報を保護者や児童生徒に周知する。
- ・いじめに関するアンケート調査や教育相談の実施、生徒の携帯やSNSなどの利用実態を踏まえた情報モラルに関する指導を行うことで、いじめの未然防止に努める。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・保護者や施設職員と日々の連絡帳で、学校や家庭・施設での小さな変化を見逃さずに連絡を取り合う。
- ・学校基本方針をホームページに掲載し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、入学時など児童生徒、保護者に説明する。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のため、PTA対象の研修会を実施する。
- ・保護者は学校、地域と連携し、いじめの未然防止、早期発見、解消に関わる。

学 校

いじめ防止対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施、検証、修正
- ・定例会の実施
- ・重要事態への対応や初期段階のアセスメントと不登校対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回(4月、9月、3月)開催。必要に応じて外部関係機関の出席を要請

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全職員に周知する。緊急の場合は朝礼等で伝達する。

<構成メンバー>

- ・校内
校長、副校長、部教頭、主幹教諭、養護教諭、支援部チーフ、進路指導チーフ、人権教育チーフ、生徒指導チーフ
- ・校外
岡山市子ども総合相談所(臨時)教育委員会、警察、おかやま発達障害者支援センター、医療機関等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関>

- ・県教育委員会
- ・県総合教育センター
- ・おかやま発達障害者支援センター
- ・岡山県中央児童相談所
- ・岡山市子ども総合相談所
- ・警察署
- ・医療機関等

<連携内容>

- ・ネットパトロールによる監視
- ・対応方針についての相談
- ・児童生徒の心のケア
- ・刑事事件として扱われたケースの連携
- ・刑事事件として扱われないケースの連携

<学校側の窓口>

- ・副校長
- ・該当教頭
- ・生徒指導主事
- ・特別支援教育コーディネーター

学 校 が 実 施 す る 取 り 組 み

① いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"><職員研修> ・教職員の指導力向上のための研修として、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。<学校づくり> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感をもてるような学校づくりを進める。<情報モラル教育> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する学習を小学部低学年から行う。・日常の観察及び保護者との話し合いなどから、実態の把握に努める。
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"><いじめを発見する手立て> ・教員と児童・生徒との日常の交流を通して気になる様子に目を配る。また、多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。・アンケート調査の実施と分析、教育相談を通じて、実態把握を行う。・学年内の人間関係を客観的に把握する。<いじめを訴えることの意義と手段の周知> ・「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。・学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。また、関係機関(いじめ相談室、電話相談等)へのいじめの訴えや相談方法を児童生徒、家庭、施設、地域に周知する。岡山県教育委員会作成の関係相談窓口資料を配布、掲示等により周知する。<保護者や施設、地域等からの情報提供> ・日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、施設、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"><いじめの有無の確認> ・本校児童生徒がいじめを受けているとの訴えや通報を受けたり、その可能性が認知されたりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。<いじめへの組織的対応の検討> ・いじめへの組織的な対応を検討するために、いじめ・虐待防止対策委員会を開催する。<いじめられた児童生徒への支援> ・いじめがあったことが確認された場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通す姿勢で対応し、継続的な支援を行う。<いじめた児童生徒への指導> ・いじめの背景にも目を向けながら、その行為の悪質性を理解させるとともに、成長を支援する観点から本人が抱える問題を解決する。<学校評価> ・取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、適正に評価し、取り組みの改善を図る。